

取引基本約款

この取引基本約款（以下「本約款」という。）は、ガス等の供給事業者（以下、「事業者」という。）と株式会社日本料金保証（以下、「当社」という。）が、利用者（以下、「利用者」という。）の事業者に対する料金支払債務を当社が連帯保証するに当たって、当社と事業者との基本的な法律関係について定めるものである。

第1条（保証制度について）

本保証制度は、事業者が利用者とガス等の供給契約を締結し、利用者と当社が保証委託契約を締結したことにより、当社が事業者に対して利用者の料金支払債務を連帯保証するものであり、保証委託契約、保証契約の内容については保証委託約款、保証約款にて定めるものとする。

第2条（保証の対象）

当社が行う保証業務は家庭用と業務用の供給契約を対象とし、家庭用の供給契約を対象とする保証については家庭用保証約款と家庭用保証委託約款により、業務用の供給契約を対象とする保証については業務用保証約款と業務用保証委託約款によるものとする。

第3条（事業者の協力義務等）

1. 事業者は、当社が行う保証業務について以下の事項を実施、協力するものとする。
 - (1) 当社が提供する保証委託契約書（事業者の住所名称を販売店欄に記載する）、保証委託契約書兼領収証（事業者の住所名称を販売店欄に記載する）を準備し、当社の代理人として利用者に対して説明し、保証委託契約締結の手続きを行い、保証料を受領すること。
 - (2) 当社が提供する事業者専用管理サイトへ利用者情報を登録し、保証料を当社の指定口座へ送金すること。
 - (3) 利用者の登録情報に変更になった場合、あるいは供給契約が解約となった場合、事業者専用管理サイトに登録すること。
 - (4) その他、保証業務上当社が依頼した業務について協力すること。
2. 当社と事業者との間の連絡、報告、請求、問合せなどは原則としてすべてオンラインで行うものとする。
3. 事業者は当社が事業者に対して発行したID・パスワードを厳重に管理することとし、第三者がID・パスワードを利用して操作を行った場合でも、当社は事業者が行ったものとみなす。

第4条（保証委託契約・保証契約）

1. 利用者が署名した保証委託契約書は、当社に代わって事業者が10年間保管するものとし、当社から依頼した場合、その原本又は写しを当社に送付する。
2. 保証委託契約書兼領収証は、保証料を受領した際に、事業者が利用者に対して交付する。
3. 保証委託契約締結日の翌月1日から10年間を保証期間とする。

4. 事業者は利用者から預かった保証料を月末締めで、翌月 20 日までに当社の指定口座に振込送金するものとし、振込手数料は事業者の負担とする。

第 5 条（保証履行）

1. 利用者が料金の支払いを滞納し、事業者が督促しても回収することが困難な場合、事業者は事業者専用管理サイトにおいて当社が指定する方法で保証履行を請求することができる。
2. 保証履行請求の具体的方法や保証履行の制限は保証約款に定めるとおりとする。
3. 保証履行の上限等は家庭用の連帯保証契約と業務用の連帯保証契約を区別して取り扱う者とする。
4. 当社は保証履行請求の内容を審査し、当該料金が回収不能と認めた場合に保証履行する。

第 6 条（秘密保持義務）

1. 事業者及び当社は、本契約に関して知り得た相手方の技術上、営業上及び経営上の情報（以下、総称して「秘密情報」という。）について秘密を保持し、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に秘密情報を開示又は漏洩してはならない。当該秘密保持にあたって、事業者及び当社は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を管理しなければならない。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しない。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報
 - (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 当社は、保証履行した利用者に対して求償する場合に当該利用者に関する情報を利用することができる。
4. 事業者及び当社は、秘密情報を本契約の遂行上必要のある自己、親会社、子会社、関連会社、又は関係会社の役職員、業務委託先若しくは弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーであって、本契約において自己が負うのと同等の義務を課した者にのみ開示でき、かつ本契約以外の目的には使用しない。
5. 第 1 項にかかわらず、法令、裁判所、その他規制権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に従い、必要最小限度の範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができる。但し、情報開示したことを相手方に通知しなければならない。
6. 事業者及び当社は、秘密情報を本契約の目的のために必要な範囲を超えて複製又は複製してはならず、複製・複製物は秘密情報に含まれる。
7. 事業者及び当社は、本契約の解除、解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報（複製・複製物を含む。）を速やかに返還又は廃棄する。但し、

保証期間内の利用者の情報、求償に必要な情報は当社において保管、利用することができる。

第7条（個人情報）

1. 事業者及び当社は、個人情報の保護に関する法律に定める個人情報のうち、本件取引に関して相手方より提供された個人情報を第三者に漏洩してはならない。
2. 当社は、保証履行した利用者に対して求償する場合に当該利用者に関する個人情報を利用することができる。
3. 本条の規定は、本契約終了後も存続する。

第8条（競業避止義務）

1. 事業者は、本契約期間中、本件保証制度と同種又は類似の事業を行ってはならず、また第三者をしてこれを行わせてはならない。
2. 事業者は、本契約終了後3年間は、本件保証制度と同種又は類似の事業を行ってはならず、また第三者をしてこれを行わせてはならない。但し、当社の事前の書面による承諾がある場合はこの限りでない。
3. 事業者が前2項のいずれかに違反した場合、違反者は当該違反行為を直ちに停止するとともに、事業者が取り扱った保証料の平均月額の5年分を違約金として当社に対して支払う。当該違約金は、損害賠償の請求を妨げるものではない。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 事業者と当社は相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
 - (2) 反社会的勢力が事業活動を支配し、または反社会的勢力等に不当な資金提供を行うなど、社会的に不相当な関係を有する個人または法人、その他の団体ではないこと。
 - (3) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
2. 前項に反する行為が判明したり、事実が該当した場合には、相手方は、何らの催告を要せずして、この本契約を解除し、本契約に基づく一切の義務を免れるものとする。
3. 前項の規定によりこの契約が解除されたことにより被解除者が損害をうけた場合も、解除者は何ら損害賠償義務を負わないものとする。

第10条（契約の解除）

1. 事業者又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要しないで直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約等のいずれかの条項に違反し、その違反が軽微であるときを除き相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正しないとき
 - (2) 本契約に関し、相手方による重大な違反又は背信行為があったとき

- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、若しくはこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき
 - (5) 支払停止、支払不能に陥ったとき、又は自ら振出しもしくは裏書した手形・小切手が一度でも不渡りとなったとき
 - (6) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、契約当事者間の信頼関係が損なわれ、本契約の継続が困難であると認める事態が発生したとき
 - (7) 事業を譲渡し、事業を廃止し、合併し、又は解散したとき
 - (8) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
 - (9) その他本契約等を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 前項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 11 条（契約期間）

契約期間は、本契約の締結日から 5 年間とする。但し、各契約当事者が相手方に対し、契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、書面または電子メールにより契約更新を行わない旨の意思表示をしないときは、同一条件にて契約が更新されるものとし、その後も同様とする。

第 12 条（約款の変更）

当社は必要があるときは民法の定めに従い、この約款を変更することができ、その内容は当社がインターネットのサイトに掲載することにより周知するものとし、事業者は変更後の約款に従うものとする。

第 13 条（その他事項）

本契約または本約款に定めのない事項については、民法・その他法令や慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとする。

第 14 条（管轄裁判所）

本契約により生じる権利義務に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上